

みんなの力で
お互いを支える

全米販の 火災共済

地震共済特約
始めました!



火災共済のあらまし

小さな掛金で
大きな安心をお届けします。



「加入できるものは…」

●建物

純住宅・店舗・
店舗兼住宅・
精米工場・
倉庫等



加入限度額
6,000万円

●家具什器

家財・
営業用
什器備品



加入限度額
2,200万円

●商品

米・食料品・雑貨・灯油・
たばこ等



加入限度額
2億円

●機械設備

店舗・店舗兼住宅・
精米工場内の
機械設備



加入限度額
1,000万円

●車両

自動車・フォークリフト・
原動機付自転車



加入限度額
200万円

●加入対象とならないもの

※家財のうち有価証券、通貨、切手類等、
動植物および1個または1組が30万
円を超える貴金属、書画、骨董、彫刻
物、その他美術品（ただし、営業用什
器備品、商品としての加入は1個ま
たは1組が30万円以下であっても対
象となりません）。

※空家、別荘等建物およびその建物内
の家具什器、商品、機械設備



安心が広がります。
あこやかな暮らしの
いざという時に！

再築・再購入価額を基準として
お支払いします。

罹災物件の減価償却は関係なく、再築・再購入価額を基準としてお見舞金をお支払い致します。

「補償内容は…」



こんな時に
お支払いします。

1.火災

火災による損害。消火活動による水漏れ、破損を含む。



2.落雷

落雷の衝撃等による損害。



3.破裂・爆発

ガス、火薬等の爆発による損害。

※ただし、水道管・水管の破裂または爆発を除く。



4.航空機の墜落

航空機の墜落、または、航空機からの物体の落下による損害。



5.車両の飛込み

第三者の車両の飛込み、または建物の外部からの物体の落下等による損害。



6.騒じょう

騒じょう、集団行為等による暴力行為、神輿の暴れ込み等による損害。



7.盗難

空巣、窃盗、強盗による建物、家財、商品の損害。



8.風水雪ひょう害

風災・水災・雪災・ひょう災による損害。



9.地震

地震（噴火、津波を含む）による損害。



こんな出番も
プラスされます

- ①災害一時金
- ②傷害見舞金

店舗休業共済特約

火災等、万が一の事故により店舗が休業した間の営業損失（粗利益）を補償する特約です。



地震共済特約

地震（噴火、津波を含む）に起因する半損以上の損害に対して見舞金をお支払いする特約です。



万一のときの“お見舞金”お支払い

建物、家具什器、機械設備、車両

1. 火災
2. 落雷
3. 破裂・爆発
4. 航空機の墜落
5. 車両の飛込み
建物外部からの物体の落下等
6. 騒じょう
7. 盗難

$$\text{見舞金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入額}}{\text{加入物件の評価額}}$$

- 注：●全損の場合は加入額をお支払いします。一部損の場合は加入額または損害額のいずれか低い額が限度です。
- 評価額とは同等（構造・質・用途・規模・能力等）のものを新しく建築、購入するために必要な金額をいい、全米販が定めた金額です。（5ページ「表1・表2」を参照して下さい。）
 - 5.「車両の飛込み」の事故で第三者から賠償金を取得したときは、損害額から取得金額を控除します。
 - 7.「盗難」による家財の損害については損害額が5,000円以上の場合にお支払いの対象とします。家財の損害額は1品・1組につき10万円を限度とします。

8. 風水雪ひょう害（20万円以上の損害の場合） ただし、損害額を限度とします。

- | | | | |
|------------------|--------------------|-----------|----------|
| ①全損（損害割合70%以上） | 加入額 × 20% | （500万円限度） | |
| ②半損（損害割合30%以上） | 加入額 × 10% | （250万円限度） | |
| ③一部損（損害額100万円以上） | 加入額 × 4% | （100万円限度） | |
| | （損害額50万円以上100万円未満） | 加入額 × 2% | （50万円限度） |
| | （損害額20万円以上50万円未満） | 加入額 × 1% | （25万円限度） |
| ④床上浸水 | 加入額 × 1% | （25万円限度） | |

9. 地震（噴火、津波を含む）

- | | |
|---------------------|-----------|
| ①全損（損害割合70%以上） | 加入額 × 10% |
| ②半損（損害割合20%以上70%未満） | 加入額 × 5% |
| ③一部損（損害割合3%以上20%未満） | 1万円 |

注：1回の地震等による全体（全損、半損、一部損）の見舞金総額は3,600万円を限度とし、これを超える場合は3,600万円を按分します。地震等に起因して発生した火災（延焼拡大した火災を含む。）は地震による損害とします。

※加入物件である「車両」は1～4, 6, 8, 9の損害についてのみ支払いの対象とします。
※損害割合とは損害額の物件評価額に対する割合をいいます。

全米販火災共済 オリジナルの制度です。

■近火見舞品

●加入物件（加入口数100口以上）から半径50m以内で火災が発生し、直接、被害がなかった場合に近火見舞品をお贈りします。

■災害見舞品

●建物（加入口数100口以上）が床上浸水した場合に災害見舞品をお贈りします。

こんな場合は見舞金をお支払いできません。

- 加入者（同居の親族を含む）の故意または重大な過失、もしくは本組合細則に違反する行為による損害
- 戦争、暴動、核燃料物質による損害
- 加入者の所有または運転する車両またはその積載物の衝突、接触による損害
- 業務に使用する什器類（レジスター、パソコン等）、自販機、機械、車両の盗難による損害
- 家財、商品が屋外にある間の損害
- 火災等の災害を受けた際の紛失、盗難による損害
- 加入時、申込書の記載事項について正しいことを告げなかったとき
- 加入者が事故発生日から見舞金請求を2年間怠ったとき

■傷害見舞金

見舞金が支払われる場合、個人契約は加入者（同居の親族を含む）またはその従業員、法人契約は役員またはその従業員が死亡、傷害を受けた場合に、次の額を傷害見舞金として加算します。（1回の事故につき総額50万円を限度とします）

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 30日以内の死亡 | 加入額 × 10% |
| (2) 重度の後遺障害 | 加入額 × 5% |
| (3) 全治1ヵ月以上の傷害 | 加入額 × 2% |

基準

商品

- 1.火災
- 2.落雷
- 3.破裂・爆発
- 4.航空機の墜落
- 5.車両の飛込み
- 6.騒じょう
- 7.盗難
- 8.風水雪ひょう害

建物外部からの
物体の落下等

$$\text{見舞金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入額}}{\text{罹災時の在庫高評価額}}$$

- 注：●全損の場合は加入額を限度として実損害をお支払いします。一部損の場合は加入額または損害額のいずれか低い額が限度です。
- 罹災時の在庫高評価額は、罹災時に在庫にあった全ての商品の合計額とし、その金額は当該商品を仕入れたときの原価で算出するものとします。
 - 5.「車両の飛込み」の事故で第三者から賠償金を取得したときは、損害額から取得金額を控除します。
 - 6.「騒じょう」の見舞金限度額は、1保管場所で1回の事故につき2,000万円とします。
 - 7.「盗難」による損害額は、1品・1組につき10万円を限度とします。見舞金は、上記算式で求めた額から3万円を控除してお支払いします。見舞金限度額は、1保管場所で1回の事故につき2,000万円とします。
 - 8.「風水雪ひょう害」の見舞金限度額は、1保管場所で1回の事故につき2,000万円とします。1回の風水雪ひょう害（全国で72時間以内）の見舞金の総額は2億円とし、これを超える場合は2億円を按分します。
 - 「輸送途上」の事故による損害も見舞金支払の対象とします。ただし、見舞金限度額は1回の事故につき1,000万円とし、3万円を控除してお支払いします。

商品でお見舞金をお支払いできない場合

- 保管中、加工中の紛失、その他原因不明の数量不足（万引きを含みます）
- 間接損害（納入遅延による違約金や逸失利益など）
- 貨物の自然の消耗、性質（例えば外来性、偶然性の無い腐敗、変色など）・欠陥
- 荷造りの不完全、運送の遅延等

9.地震 (噴火、津波を含む)

- ①全損（損害割合70%以上）
..... 加入額 × 10%
- ②半損（損害割合20%以上70%未満）
..... 加入額 × 5%
- ③一部損（損害割合3%以上20%未満）
..... 1万円

注：1回の地震による全体（全損、半損、一部損）の見舞金総額は、3,600万円を限度とし、これを超える場合は3,600万円を按分します。地震等に起因して発生した火災（延焼拡大した火災を含む。）は地震による損害とします。

※被災商品の全部もしくは一部を処分した結果、処分益が生じた場合はその金額を損害額から控除します。

別途加算してお支払いします

■災害一時金

1~6または商品9「輸送途上」の事故による見舞金に、次の金額を災害一時金として加算します。

- (1) 建物 見舞金支払い額の6%
- (2) 建物以外 見舞金支払い額の2%

※ (1)(2)合計で400万円が限度となります。

- 他の損保・共済に同じ様な契約がある場合、見舞金が減額される場合があります。
- 見舞金が加入額全額支払われた場合、その契約は事故が発生した時点で終了となります。
- 事故の内容によっては、事実や状況等の確認をするために事故現場を調査させていただくことがあります。
- 個人が受け取る見舞金は非課税です。
- 平成19年から損害保険料は、年末調整の控除の対象となりません。

共済費や加入方法のくわしいご説明

表1 建物の評価額…… 次の単価額 (m²あたり) でご加入ください。

構造名	純住宅物件 (専用住宅)		一般物件 (店舗・店舗兼住宅等)		(独立した倉庫)
鉄筋コンクリート	A	19 万円	D	19 万円	13 万円
鉄骨造			E	15 万円	11 万円
木造モルタル塗	B	14 万円	F	14 万円	10 万円
木造	C		G		

表2 家具什器…… 家財は次の額を目安としてご加入ください。

世帯主の年齢と家族構成を参考にご加入ください。

世帯主年齢	家族構成				
	単身	2人	3人	4人	5人
25歳前後	300 万円	500 万円	600 万円	700 万円	800 万円
30歳代	500 万円	1,000 万円	1,100 万円	1,200 万円	1,300 万円
40歳代	600 万円	1,200 万円	1,300 万円	1,400 万円	1,500 万円
50歳以上	700 万円	1,400 万円	1,400 万円	1,500 万円	1,600 万円

表3 共済費…… 加入額10万円 (1口) あたりの年間共済費単価です。

対象物件	構造名	純住宅物件 (専用住宅)		一般物件 (店舗・店舗兼住宅・倉庫等)	
建物	鉄筋コンクリート	A	45円	D	45円
	鉄骨造			E	130円
家具什器	木造モルタル塗	B	90円	F	140円
商品	木造	C	160円	G	210円
機械設備					
車両					210円
特殊物件					470円

※特殊物件とは次のものをいいます。

- 火気および動力を使用する建物
- 引火・爆発・易燃物を収容する建物
- LPG充填・料理飲食店・ホテル・旅館の施設等

■構造名に該当する主な構造は次のとおりです

構造名	該当する構造
鉄筋コンクリート	主構造のすべてが鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造 (土蔵造を含む)
鉄骨造	柱のすべてが鉄骨造 (裸鉄骨、耐火被覆鉄骨)
木造モルタル塗	柱が木骨で外壁がモルタル塗り、金属板、トタン、しっくい塗り、スレート、タイル、レンガ造、サイディング、石造、コンクリート、新建材等で下記木造以外の構造
木造	柱が木骨で外壁が木板張 または合成樹脂板 (プラスチック) 張

※建物の構造の考え方

原則、構造を判定するための要素としては主構造 (柱、はり等)、外壁により判定し、屋根は判定の要素としません。

※本建物から独立した看板、ネオンサイン装置、無線用アンテナ塔は別途加入いただきます。加入される場合は建物と同一の構造とします。



ご加入例を見ながら、
お客さまの場合の計算を
してみましょう

ご加入例

ご主人(世帯主) 40歳・3人家族
木造モルタル純住宅延べ100m²

■建物の必要補償額・加入口数は…

建物の構造は？ 建物の延床面積は？

表1のB

$$14 \text{ 万円} \times 100 \text{ m}^2 = \textcircled{1} 1,400 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{1} 1,400 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円} = \textcircled{2} 140 \text{ 口}$$

■家財の必要補償額・加入口数は…

世帯人数は？ 人

世帯主の年齢は？ 歳

表2

$$1,300 \text{ 万円} = \textcircled{3} 1,300 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{3} 1,300 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円} = \textcircled{4} 130 \text{ 口}$$

■年間共済費は…

(1) 建物 表3のB

$$\textcircled{2} 140 \text{ 口} \times 90 \text{ 円} = \textcircled{5} 12,600 \text{ 円}$$

(2) 家財 表3のB

$$\textcircled{4} 130 \text{ 口} \times 90 \text{ 円} = \textcircled{6} 11,700 \text{ 円}$$

(3) 合計

$$\textcircled{5} 12,600 \text{ 円} + \textcircled{6} 11,700 \text{ 円} = 24,300 \text{ 円}$$

お客様の場合は…

■建物の必要補償額・加入口数は…

建物の構造は？ 建物の延床面積は？

表1の

$$\text{ 万円} \times \text{ m}^2 = \textcircled{1} \text{ 万円}$$

$$\textcircled{1} \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円} = \textcircled{2} \text{ 口}$$

■家財の必要補償額・加入口数は…

世帯人数は？ 人

世帯主の年齢は？ 歳

表2

$$\text{ 万円} = \textcircled{3} \text{ 万円}$$

$$\textcircled{3} \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円} = \textcircled{4} \text{ 口}$$

■年間共済費は…

(1) 建物 表3の

$$\text{ 口} \times \text{ 円} = \textcircled{5} \text{ 円}$$

(2) 家財 表3の

$$\text{ 口} \times \text{ 円} = \textcircled{6} \text{ 円}$$

(3) 合計

$$\textcircled{5} \text{ 円} + \textcircled{6} \text{ 円} = \text{ 円}$$

※各物件は、加入基準単価額に従って1申込書につき10口以上加入してください。※共済費のお支払いには便利な「口座振替」をご利用ください。

●安心できる「火災共済」の入り方

※例えば、評価額1,400万円の建物に500万円の損害（一部損）があった場合

評価額に見合った
ご加入をお勧めします。



ご加入金額 = 評価額
(1,400万円) = (1,400万円)



ご加入金額 < 評価額
(700万円) < (1,400万円)



イザというときに、
十分な補償が得られ、掛金が100%生かされます。

イザというときに、
せっかくの掛金が100%生かされません。

火災共済地震共済特約のご案内

世界有数の地震国である日本では、いつ、どこで大地震が起っても不思議ではありません。全米販火災共済ご加入者様に、地震による損害の補償をより充実させた「地震共済特約」も併せてご加入頂くことをお勧めいたします。

- 加入方法は…………… 全米販火災共済のご契約（基本契約）に付帯してご加入頂けます。
*火災共済の契約期間の途中からでも地震特約を付帯することができます。
 - 加入できる物件は…………… 建物及び家具什器に限ります。
また、純住宅物件、一般物件いずれもご加入頂けます。
 - 補償対象となる事故は… 地震（噴火、津波を含む）に起因する半損以上の損害に対して見舞金をお支払します。
(お支払い例) ●地震（噴火）による火災が発生し、建物（家財）が焼失した
●地震（噴火）により建物（家財）が倒壊した
●津波により建物（家財）が流失した
 - 加入できる限度額は…… 建物、家具什器それぞれの基本契約加入額の50%以内となります。
*建物30百万円、家具什器11百万円が加入限度額となります。
 - 見舞金お支払基準は……

損害の程度	特約見舞金支払基準
全損（損害割合70%以上）	特約加入額
半損（損害割合20%以上70%未満）	特約加入額×1/2
- (注1) 損害割合20%未満の一部損については、対象となりません。
(注2) 1回の地震による全体の見舞金総額は2億円を限度とし、これを超える場合は2億円を按分します。
(注3) 地震等に起因して発生した火災による損害は地震による損害とします。
(注4) 火災共済基本契約の地震見舞金も別途お支払いします。
- 共済費は…………… 火災共済の構造別共済費に準じます。
*地震共済特約の共済費は、地震保険料控除の対象となりません。

「万一、災害にあったら」

速やかに見舞金をお支払いするために直ちに、加入窓口または全米販までご連絡ください。

●企業の経営・ご家族の暮らしをお守りする多彩な共済



生命共済

死亡や後遺障害、ケガによる入院など万一の際ご家族の生活をバックアップします。最高1,400万円保障。

業務災害共済

商品を配達中、工場内で作業中等、業務に携わっているときの事故による死亡、後遺障害または入院・通院を補償。

PL共済

精米・炊飯・販売した商品の欠陥が原因で他人の身体や物に損害を与えた賠償責任を補償。

医療保障共済

ケガや病気による入院・手術に備えるための共済。入院初日から最高180日（通算1,000日）の保障期間で、1日最高10,000円のお見舞金。

お問い合わせ先

加入窓口



全国米穀販売事業共済協同組合 共済部

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
TEL.03-4334-2140 FAX.03-4334-2147

0120-229-579 フリーダイヤルの受付時間
月～金（除、祝日）AM10:00～12:00・PM1:00～4:00